第一条の十三第二号ハ中「第十八条の二十一第十五項」を「第十八条の二十一第十三項」に改める。

第一条の十四の三中「第二十六条第二十二項第三号」を「第二十六条第二十三項第三号」に改める。

第一条の十四の四中「第二十六条第二十二項第四号」を「第二十六条第二十三項第四号」に改める。

第一条の十四の五中「第二十六条第二十二項第五号」を「第二十六条第二十三項第五号」に改める。

第一条の十四の六中「第二十六条第二十二項第六号」を「第二十六条第二十三項第六号」に改める。

附　則

この省令は、租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成二十三年政令第百九十九号）及び租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十三年財務省令第三十五号）の施行の日（平成二十三年六月三十日）から施行する。

○経済産業省令第三十六号

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（平成二十年法律第三十三号）第七条第二項、第十二条、第十四条第一項、第十五条及び第十六条の規定に基づき、並びに同法を実施するため、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則等の一部を改正する省令を次のとおり定める。

平成二十三年六月三十日

経済産業大臣　海江田万里

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則等の一部を改正する省令

（中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則の一部を改正する省令）

第一条　中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則（平成二十一年経済産業省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

第一条第六項中「が常時使用する従業員」を「の常時使用する従業員（次に掲げるいずれかに該当する者をいう。以下同じ。）」に改め、同項に次の各号を加える。

一　厚生年金保険法第九条、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第二条第一項又は健康保険法第三条第一項に規定する被保険者（厚生年金保険法第十八条第一項若しくは船員保険法第十五条第一項に規定する厚生労働大臣の確認又は健康保険法第三十九条第一項に規定する保険者等の確認があった者に限る。）

二　当該中小企業者と二月を超える雇用契約を締結している者で七十五歳以上であるもの

第一条第十二項第二号ホを次のように改める。

ホ　現金、預貯金その他これらに類する資産（次に掲げる者に対する貸付金、未収金その他これらに類する資産を含む。）

(1)　経営承継受贈者（第六条第一項第七号トの経営承継受贈者をいう。次号において同じ。）又は経営承継相続人（同項第八号トの経営承継相続人をいう。次号において同じ。）

(2)　(1)に掲げる者の関係者のうち、第九項第六号中「会社」とあるのを「会社（外国会社を含む。）」と読み替えた場合における同項各号に掲げる者

○農林水産省令第四十二号

租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成二十三年政令第百九十九号）の施行に伴い、卸売市場法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年六月三十日

農林水産大臣　鹿野　道彦

卸売市場法施行規則の一部を改正する省令

卸売市場法施行規則（昭和四十六年農林省令第五十二号）の一部を次のように改正する。

第三十三条及び第三十四条中「第九条第三項」を「第八条第三項」に改める。

別記様式第八号中「第９条」を「第８条」に改める。

附　則

この省令は、租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令の施行の日（平成二十三年六月三十日）から施行する。

第一条に次の一項を加える。

14　この省令において「支配関係」とは、一の者が他の法人の発行済株式又は持分（当該他の法人の自己の株式又は持分を除く。）の総数又は総額の百分の五十を超える数又は金額の株式又は持分を直接又は間接に有する場合における当該一の者と当該他の法人との関係をいう。

第六条第一項第七号ホ中「との間に」を「による」に改め、「（中小企業者が他の法人の発行済株式又は持分（当該他の法人の自己の株式又は持分を除く。）の総数又は総額の百分の五十を超える数又は金額の株式又は持分を直接又は間接に有する場合における当該中小企業者と当該他の法人との関係をいう。以下同じ。）」を削り、同号ヘ中「特別子会社」を「特定特別子会社（第一条第九項第一号中「の親族」とあるのを「と生計を一にする親族」と読み替えた場合における同条第十項に規定する当該他の会社をいう。以下同じ。）」に改め、同項第八号ホ中「との間に」を「による」に改め、同号ヘ中「特別子会社」を「特定特別子会社」に改め、同条第三項の表第六条第一項第八号の項の前に次のように加える。

第一条第十二項第三号ロ	の相続の開始	からの贈与

第六条第三項の表第六条第一項第八号ト(3)の項中「時」を「直前」に改め、同表第六条第一項第八号ト(5)の項の中欄を次のように改める。

であること（次に掲げるいずれかに該当するときを除く。）。

第七条第二項第二号中「における当該中小企業者」の下に「（当該経営承継贈与者又は当該経営承継受贈者に係る同族関係者である会社がある場合にあっては、当該会社を含む。以下この号において同じ。）」を、「時における」の下に「当該中小企業者の」を加え、同項第四号中「中小企業者の」の下に「株式等に係る贈与契約書の写しその他の当該贈与の事実を証する書類及び当該」を加え、同項第八号イ中「との間に」を「による」に改め、同条第三項第二号中「における当該中小企業者」の下に「（当該被相続人又は当該経営承継相続人に係る同族関係者である会社がある場合にあっては、当該会社を含む。以下この号において同じ。）」を、「時における」の下に「当該中小企業者の」を加え、同項第四号中「中小企業者の」の下に「株式等に係る遺言書の写し、遺産の分割の協議に関する書類（当該相続に係る全ての共同相続人及び包括受遺者が自署し、自己の印を押しているものに限る。）の写しその他の当該株式等の取得の事実を証する書類及び当該」を加え、同項第八号イ中「との間に」を「による」に改め、同号ロ中「特別子会社」を「特定特別子会社」に改める。

第九条第二項第十五号及び同条第三項第十五号中「特別子会社」を「特定特別子会社」に改め、同条に次の一項を加える。

6　経済産業大臣は、第一項から第三項までの規定により認定を取り消したときは、様式第十の三により当該認定を受けていた中小企業者にその旨を通知しなければならない。

第十条から第十二条までの規定中「特別子会社」を「特定特別子会社」に改める。

第十三条第一項第六号中「との間に」を「による」に改め、同項第七号中「特別子会社」を「特定特別子会社」に改め、同条第二項第七号イ中「との間に」を「による」に改め、同号ロ中「特別子会社」を「特定特別子会社」に改め、同条に次の一項を加える。

5　経済産業大臣は、前項の規定により確認を取り消したときは、様式第十九の二により当該確認を受けていた中小企業者にその旨を通知しなければならない。

第十六条第二項第二号中「中小企業者の株主名簿」を「中小企業者（当該特定代表者に係る同族関係者である会社がある場合にあっては、当該会社を含む。以下この号において同じ。）の株主名簿」に、「、特定代表者」を「、当該特定代表者」に改める。

第十八条に次の一項を加える。

3　経済産業大臣は、第一項の規定により確認を取り消したときは、様式第二十五により当該確認を受けていた中小企業者にその旨を通知しなければならない。